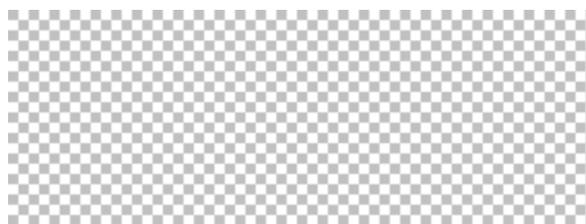


エコ・マーケティング エコ・マーケティング

基礎演習 8 組 長谷川先生



提出日：1997年12月19日

目次

はじめに

第1章 過剰包装

第1節 簡易包装への動き

第2節 買い物袋の持参化

第2章 容器包装リサイクル法

第1節 容器包装リサイクル法と問題点

第2節 ペットボトル

第3章 地球にやさしい

第4章 フロンガス

第5章 リサイクル

第1節 海外におけるリサイクルの制度

）フランスの制度

）ドイツの制度

第2節 日本のリサイクルシステムの課題

おわりに

はじめに

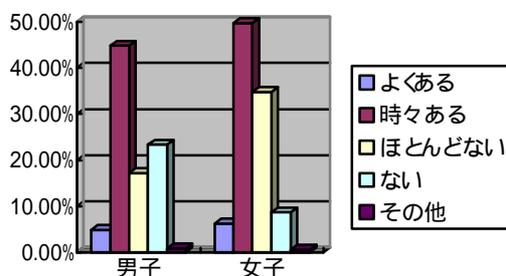
‘エコ・マーケティング’という言葉は、まだ聞きなれないかもしれない。簡単に説明すると『地球の生態系を壊さないようなマーケティング』¹⁾のことである。例を挙げると、デパート等における簡易包装の推進、容器包装リサイクル法におけるペットボトルのごみ減量化、使い捨て容器の廃止などが挙げられる。以下では、消費者と企業それぞれの立場からのエコ・マーケティングについてみたいと思う。

第1章 過剰包装

第1節 簡易包装への動き

‘エコ・マーケティング’の上で、過剰包装は大変大きな問題となっている。実際、過剰包装が無意味だと言う意識は高い、が行動が伴わないというのが現状である。過剰包装という単語をきいて思い浮かべるのは贈答品ではないだろうか？贈る側も贈られる側も、見た目をにしがちである。大学生を対象としたアンケートに図1²⁾のような結果が見られた。このアンケートでは、過剰包装辞退の行動について探ろうとの意図がうかがえるが、半数以上が「時々あるで最も多く、男子よりも女子のほうが、辞退例が多いことがわかる。この結果からも、消費者の立場から、過剰包装がいかに無意味かがわかるのではないだろうか？

図1 過剰な包装を無意味だと辞退したことありますか？



朝日新聞に次のような記事が載っていた。『若者に人気のクレジット系の大手百貨店における‘ボディショップ’で買い物をした時のことです。専門店で、まして輸入品の店なので、凝った包装紙に入ってくるだろうと、レジで待っていると「簡易包装でよろしいですか？」と聞かれ、ペタッとシールが貼られ手渡されました。そして「次回お求めの際は、容器をきれいに洗ってお持ちくだされば、三十円でおひきとりします」と言われました。』³⁾このように、大手百貨店でも簡易包装への動きがみられる。もちろんこの女性も

1) 知恵蔵(朝日現代用語)1997年版 朝日新聞社編 P619から引用

2) 包装容器をめぐる環境と消費者問題 竜谷大学経営学論集第35巻第2号 1995年
三品広美 岡部昭二 塚田蒼生子 P20 I-3から引用

3) 簡易包装のお店もっと増えて(声) 1996年10月5日朝刊 5ページ 朝日新聞社

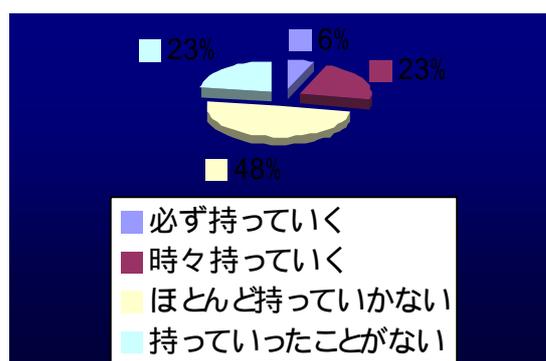
大変いい気分を店を後にしたと書かれてあった。

以上のことからわかるように、この問題は、企業の積極的簡易包装への取り組みと、‘過剰包装はNO！’という消費者個人個人の強い意志と環境意識の高まり、市民のニーズが前提となっているのではないだろうか。

第2節 買い物袋の持参化

近年、スーパーなどへ買い物に行く際、買い物袋を持参する姿が見受けられるようになってきた。COOPなどでは、買い物袋持参が常識化しており、袋を忘れた人のために1枚10円にてセルフサービスで購入するシステムになっている。また、大手スーパーマーケットでは、買い物を入れるポリ袋を断るとカードにスタンプを押し、一定数集まると金券に換えるというシステムをとっている。⁴⁾これを推進するには、消費者自身の意識の高まりが必要である。図2⁵⁾をみると、大学生では、意識の高まり、つまり必要性の認識がまだないようである。

図2 買い物をする時買い物籠や袋を持って出かけますか？



企業は、この現状を打開するために新しいシステムの開発をするべきなのではないだろうか？朝日新聞にこのような記事が掲載されていた。『デパートやブティックが競ってデザインしてくれれば、もっと持ちたくなる買い物袋が見つかるだろう。ハンドバッグから小さくたたんだ買い物袋を取り出して、商品を入れて持ち帰るのが、そのうち普通になるかもしれない。』⁶⁾世の中は簡易包装へと進んでいる。買い物をする時商品を入れてくれる紙製の手提げ袋も再生紙でできたものがおおくなったが、せいぜい数回使えばゴミになってしまう。今の時代、ゴミがただではないことは周知のとおりだ。企業と消費者、それぞれの気持ちの持ち方で解決できるものではないだろうか。

4) 包装容器をめぐる環境と消費者問題 竜谷大学経営学論集第35巻第2号 1995年
三品広美 岡部昭二 塚田蒼生子 P23 参照

5) 包装容器をめぐる環境と消費者問題 竜谷大学経営学論集第35巻第2号 1995年
三品広美 岡部昭二 塚田蒼生子 P20 I-5 参照

6) 何度も使える買い物袋 河北秀也 1996年10月17日 夕刊P4 朝日新聞社

第2章 容器包装リサイクル法

第1節 容器包装リサイクル法と問題点

容器包装リサイクル法は1995年に成立した。この法律は、家庭が分別して出した容器包装を自治体が収集、食品などの製造業者や容器の製造業者など、「義務を負う事業者」が引き取りリサイクルする⁷⁾というものである。この法律は1997年4月からの施行となった。しかし、法制化が急がれた結果、詰めや協議、特に自治体との調整が不十分であるなどの混乱の種を多くはらんでいる。容器や包装ゴミの処理に企業がそれなりの負担を負うことは社会経済的に当然なことだと思われる。ゴミを焼却や埋め立てで「適正処理」をすることを主眼とするなら、企業が処理費用を負担するとか、自ら焼却や埋め立てを行うということではいいはずである。しかしこの制度では、容器包装ゴミはあくまで再活用すべきで、焼却や埋め立てはもつての外とされている。言うまでもなく、リサイクルを目的に揚げているからだ。

この法律のもっとも大きな難関は、コストの点である。リサイクルのためのコスト分析をしてみると、収集輸送費用が7割から8割を占めており、自治体の費用負担が大きいことが問題である。⁸⁾我が国の容器包装リサイクル法はフランスの容器包装リサイクル概念を参考にしていて、この方式では、ある企業が地方公共団体の分別収集に資金援助することが義務づけられているが、我が国では義務づけられていないことが問題である。

我が国の容器包装リサイクル法は、まずフランス方式のように企業の市町村分別収集への資金援助を実現し、次にドイツ方式のように、市町村の役割を外し、すべて企業の責任と費用負担方式に修正していくことが今後の課題⁹⁾である。

第2節 ペットボトル

1982年、日本で始めてペットボトルが、飲料用容器として使われて以来、業界は小型ペットボトル(1リットル未満)飲料の販売を自粛してきた。手軽さゆえに、飲んだ後の空きボトルが散乱する可能性が高いからだ。

しかし、1996年3月1日、全国清涼飲料工業会が小型ペットボトルの販売自粛を廃止する¹⁰⁾と決めた。小型容器の輸入ミネラルウォーターが爆発的に売れ、国内の新規参入業者も小型容器で売り出したのを黙ってみていられなくなったのが理由¹¹⁾である。

7) エコノミスト 1996年2月13日号 リサイクルはゴミ問題の救世主なのか?
栗原 清一著 P 77から引用

8) 法律の広場 1997年6月号 ごみ問題と循環型社会へ向けての課題
安田八十五著 P 9参照

9) 法律の広場 1997年6月号 ごみ問題と循環型社会へ向けての課題
安田八十五著 P 9から引用

10) 週刊東洋経済 1996年6月15日号
P 18 リサイクル論議で見えた新法の甘さ から引用

11) 朝日新聞社 1996年4月13日 夕刊P 1 小型ペットボトル解禁 から引用

この業界の危機感が、理解できないわけではないが、解禁するならその前にやるべきことがあるはずである。まずは、ペットボトルの回収率を高めることである。現状ではわずか1.8%に過ぎない。缶の約6割、ビール瓶の約9割と比べて、極端に低い¹²⁾ことがわかる。1本30円もするペットボトルが1度使われただけでゴミになる。これは、大変な資源の無駄遣いである。また、使い捨て文化の象徴¹²⁾でもある。さらに、解禁によって今まで缶や瓶で発売されていた商品もペットボトルで売り出されている。軽くて安全なペットボトルが容器として優れていることは、否定できない。大事なものは、環境問題など社会の要請とどう調和させるかであろう。

ペットボトル大国であるアメリカは、デポジット制度(預り金制度)がかなりの州で普及しており、このため、回収率は約40%に上る¹³⁾といわれている。日本でも、こうした制度の検討が必要なのではないだろうか？

この問題を解決していくためにも、企業(事業者)、自治体、消費者の三者が、一体となってゴミのない資源循環型社会をめざしていかななくてはならない。

第3章 地球にやさしい

‘地球にやさしい’という言葉、頻りに耳にする。‘地球にやさしい’とはどういうことなのだろうか？この基本となるのは、「3R」、つまりリサイクル(再利用)・リユース(再使用)・リデュース(減らす)¹⁴⁾の視点ではないだろうか。

‘地球にやさしい’商品の目安として、様々なマークが設けられている。例を挙げると、日本環境協会の「エコマーク」、古紙再生利用センターの「グリーンマーク」、市民組織による「牛乳パック再利用マーク」¹⁴⁾などがある。

では、消費者は、どの程度の環境配慮をしているのだろうか？図3¹⁵⁾をみてみよう。この図は、エコマーク商品の購入状態を、年代別・性別に分けて調べたものである。このグラフからみると、男性よりも女性のほうが、意識が高いことがわかる。

企業や、政府がいくら‘地球にやさしい’製品作りを目指し、エコマーク等のマークを添付したとしても、消費者にその意識がなければ、元も子もないのである。まずは、消費者自身がよく考えることが要求されるのではないか。

わたし一人の小さな一歩から地球を救うことができるのではないかと思う。最終的には、個人個人の認識から、だんだん大きくなっていき、自治体、更には国全体、世界へと広がっていき、‘地球にやさしい’環境作りが成り立つのではないだろうか。

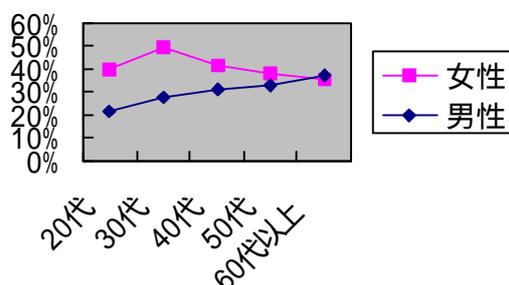
12) 朝日新聞社 1996年5月2日 朝刊P5 ペットボトル自粛を続けたい から引用

13) 法律の広場 1997年6月号 ごみ問題と循環型社会へ向けての課題
安田八十五著 P10から引用

14) 朝日新聞社 1996年1月7日 朝刊P13
県の事務用品は環境優先 再生品の市場育てます から引用

15) 包装容器をめぐる環境と消費者問題 竜谷大学経営学論集第35巻第2号 1995年
三品広美 岡部昭二 塚田蒼生子 P25 第2図参照

図3 環境に配慮した商品購入実践状況（エコマークの場合）



第4章 フロンガス

エコ・マーケティングの一つとして、フロンガスも挙げられる。つまり、地球のオゾン層を破壊するフロンガスを使った製品を売らない¹⁶⁾ということである。

フロンとは、無味無臭の気体または低沸点の液体¹⁷⁾であり、冷蔵庫やエアコンの冷媒、半導体製品や精密機器の洗浄剤、スプレーの噴霧剤¹⁷⁾などに使用されている。今現在、フロンやハロンなど「主要フロン」生産は、モントリオール議定書に基づき全廃され、「代替フロン」に移行¹⁸⁾している。

フロンは、動植物に有害な太陽からの紫外線を吸収する作用があるオゾンホールを破壊すると言われている。地上15～22キロの成層圏では、オゾンホールが確認された70年代末に比べて、45～75%の少なくなった。¹⁸⁾ここ数年、大気中に排出されるフロンの量は、頭打ちで、種類によっては減少している。しかし、上空でのフロン濃度の上昇はなお続いており、気象庁は「地上での改善が、成層圏に達するまでに、なお二年ほどの時間がかかるのではないか」とみている。¹⁹⁾

2000年までに、フロンを全廃するということが決定している。ここ何年かで、様々な企業が、フロンを使用した製品の製造を中止し、それに代わる製品の開発に取り組んでいる。地球を守るためにも、そして、地球に住む動植物を守るためにも、企業の取り組みに期待したいところである。そして、われわれ消費者も、フロンを使用した商品を購入しないなど、地球を守る方法を選択すべきだろう。(参照；図4²⁰⁾)

16) 知恵蔵（朝日現代用語）1997年版 朝日新聞社編 P618 から引用

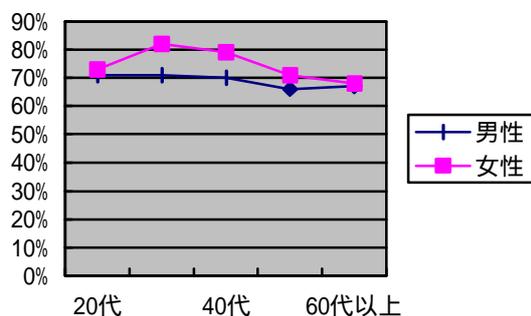
17) 広辞苑 第4版 岩波書店発行 より引用

18) オゾンホール過去最大 南極の1.8倍 1996年9月12日 朝刊
P3 朝日新聞社 より引用

19) オゾンホール過去最大 南極の1.8倍 1996年9月12日 朝刊
P3 朝日新聞社 参照

20) 包装容器をめぐる環境と消費者問題 竜谷大学経営学論集第35巻第2号 1995年
三品広美 岡部昭二 塚田蒼生子 P25 第2図参照

図4 環境に配慮した商品購入実践状況（フロン製品の場合）



第5章 リサイクル

第1節 海外におけるリサイクルの制度

一般的に、リサイクルシステムが進んでいる国と言えば、ドイツ、フランス、オランダ、スウェーデンなど欧州を挙げることができる。それらの国では、飲料容器の多くが、ガラスびんのように再利用できるリターナブル容器になっていたり、金属缶のようなワンウェイ容器に対してはデポジット制度（本体価格に回収のためのデポジット金を上乗せして製品を販売し、使用済み容器を消費者が販売店に戻すと、デポジット金を返却する制度）が採用されている。²¹⁾

リサイクルに対して最も先進的な取り組みを行っている国、フランスとドイツについてみてみようと思う。

）フランスの制度

フランスにおけるリサイクル制度は、日本の容器包装リサイクル法のモデルになったといわれている。

フランスでは、92年に規定した「包装廃棄物に関する政令」により、容器包装の製造・利用・販売事業者が、デポジットシステムにより自ら容器包装を回収し、再資源化する。

国が規定したエコ・アンパラージュ社に費用を払って回収、再資源化を委託する。のいずれかを選択しなければならない。この点では、ドイツの制度と同じである。しかし、ドイツでは回収システムがDSDと自治体により二重に行われているのに対し、フランスでは、収集はすべて自治体が行う。その費用は、事業者が負担している。²²⁾

21) 『リサイクルの知識』 編著者：荻原一平・指田光章
日本経済新聞社発行 P100 参照

22) 『リサイクルの知識』 編著者：荻原一平・指田光章
日本経済新聞社発行 P108 参照

）ドイツのシステム

ドイツでは 91 年の「包装容器の回避に関する政令」により、容器包装の製造・利用・販売事業者に一定率のリサイクルを義務づけている。この政令により、事業者は (a) デポジット制度により自ら容器包装を回収し、再資源化する。(b) 国の認定機関である D S D (Dual System Deutschland) に費用を支払って回収、再資源化を委託する。のいずれかを選択しなければならない。

(b)の委託費用は、容器種類ごとに重量当たりの単価が定められている。費用を支払った事業者は、グリーンポイント（緑のマーク）を自社製品容器に付けることが許可される。D S Dは各家庭に専用の回収箱または回収袋を配り、消費者にマーク付きの容器包装のみを入れてもらい、回収している。この制度では、回収の費用は、事業者が負担する。

D S D以外に、自治体も収集を行っているが有料である。消費者はグリーンポイントの付いた製品を買うことで、ごみ処理費用を削減できる仕組みになっている。

ドイツの制度の特徴は、分別収集から再資源化まで、すべて事業者の責任で行っている点にある。ただし、家庭から出るごみには、容器包装以外にも、厨芥や紙くずなどもある。こうしたごみは自治体が収集を行っており、同じ家庭から出るごみを、事業者と自治体による二重のシステムで収集しているという点で、無駄が多いということを指摘する声もある。²³⁾

第2節 日本のリサイクルシステムの課題

厚生省の発表によれば、93年度の市町村におけるゴミ処理費用は、日本全体で2兆7404億円に達している。この費用は、前年度比23.3%と増加傾向にある。そして、容器包装リサイクル法の施行に伴い、分別収集を進めれば、ごみ処理費用はさらに増加する。

リサイクルを進めるためには、分別収集を促進することが不可欠だが、そのためのコスト増加分が市町村の財政を圧迫し、ひいては消費者一人一人の負担増となることが懸念されている。したがって、従来の分別収集システムを見直し、より経済的なものに変えていくことが必要である。

まず、分別収集の効率性、経済性を高めるためには、機械でできることと人間しかできないことを区別し、機械でできることについては合理化を進め、人間しかできないことに関しては、住民の協力度を高めることが重要でなのではないだろうか。

ドイツのD S Dシステムなどは、民間企業により運営されているが、それらの分別収集システムは、地方自治体という枠組みを超えて、広域的に構築されている。こうしたシステムと比べると日本の市町村を単位とした分別収集システムは極めて非効率的にみえる。

ある調査によって、5万人を対象に細分別収集・手選別を行った場合と、32万人を対象に一括収集・機械選別を行った場合とでは、後者の分別収集コストは前者に比べて3分の

²³⁾ 『リサイクルの知識』 編著者：荻原一平・指田光章
日本経済新聞社発行 P106～108 参照

1ですむことがわかっている。分別収集を広域化し、費用が節約できれば、その分を啓発やPR活動に利用することもでき、一般のリサイクルに対する理解を一層高めることができるだろう。

今後、分別収集の経済性を高めるためには、近隣の市町村同士が、一部事務組合をつくる、あるいは他と同調して同一民間企業に事業を委託する、などにより広域化を進めることが、日本の課題なのではないだろうか。²⁴⁾

おわりに

日本は、リサイクル対策が遅れている。ある本に、欧米人には、環境破壊をしてはならないという意識が強く、実践活動も活発にするタイプ（本音実践型）がおおく、日本人には、意識は高いが、実践がそれに伴わない口先タイプ（評論家型）が多い、と書いてあった。今の時代、見ているだけでは何も変わらない。早く実践に進めることが必要である。

リサイクル問題について、今までは、業界がすべきであるとか、自治体がやってくれるだろうとかいう待つ姿勢や受け身が多かったように思う。今後は、ゴミやリサイクルについては消費者（生活者）が手をつなぎ、今まで以上に業界や行政に具体的な提案をしたり、働きかけていく必要がある²⁵⁾のではないだろうか。

‘エコ・マーケティング’というテーマで今までみてきたが、今できることを、今できる範囲でしていくことが、私たち消費者にとってできることであり、また、企業にとってもそうなのだろう。

まずは自分にできる小さな事から実行し、それを通してより広い視野に立って考えていけばいいのではないだろうか。

²⁴⁾ 『リサイクルの知識』 編著者：萩原一平・指田光章

日本経済新聞社発行 P113～122 参照

²⁵⁾ リサイクルは小さなことから（声）

1996年7月24日朝刊 P5 参照 朝日新聞社

参考文献

- 三品広美 岡部昭二 塚田蒼生子 「包装容器をめぐる環境と消費者問題」
『竜谷大学経営学論集』第35巻 第2号 1995年
- 栗原清一 「リサイクルはゴミ問題の救世主なのか？」
『エコノミスト』1996年2月13日号
- 山本耕平 「容器包装リサイクル法施行と今後の動向」
『法律の広場』1997年6月号
- 安田八十五 「ごみ問題と循環型社会へ向けての課題」
『法律の広場』1997年6月号
- 荻原一平 指田光章 「リサイクルの知識」 日本経済新聞社 1997年
- 知恵蔵（朝日現代用語） 1997年版 朝日新聞社
- 広辞苑 第4版 岩波書店発行
- 週刊東洋経済 1996年6月15日号 「廃棄物処理に大異変」
- 朝日新聞 1996年1月7日夕刊
1996年4月13日夕刊
1996年5月2日朝刊
1996年7月24日朝刊
1996年9月12日朝刊
1996年10月5日朝刊
1996年10月17日朝刊 朝日新聞社発行